

国名
インドネシア
在外公館名
在インドネシア日本国大使館
情報確認年月日
2019年7月3日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>・インドネシアに医療用の麻薬又は向精神薬を持ち込もうとする場合には、まず、その麻薬又は向精神薬が、下記のリストに含まれているか確認する必要がある。</p> <p>インドネシアにおいて医療用として使用可能な麻薬（DAFTAR NARKOTIKA GOLONGAN II 及び III）及び向精神薬（DAFTAR PSIKOTROPIKA GOLONGAN II、III 及び IV）のリスト （麻薬） http://e-pharm.depkes.go.id/front/pdf/UU352009.pdf （向精神薬） http://e-pharm.depkes.go.id/front/pdf/UU51997.pdf</p> <p>・また、インドネシアに医薬品（医療用の麻薬や向精神薬を含む。）を持ち込む場合には、あらかじめ下記URLから申請フォームを取得し、フォームに必要事項を記入する必要がある。</p> <p>（申請フォーム） http://jdih.pom.go.id/produk/PERATURAN%20KEPALA%20BPOM/Join%20PerBPOM%2030%20Tahun%202017%20tentang%20Pemasukan%20obat%20dan%20Makanan.pdf</p> <p>・インドネシア国内の到着空港において、必要事項を記入した申請フォームと医師の診断書（日本語の場合には、英語訳又はインドネシア語訳を添付する</p>

こと。)とともに提出する。

- ・この方法による持ち込みは、個人用の使用のため、数量は限定される（3日分程度）。

（参考）インドネシア保健省照会先メールアドレス（英語可）：

kontaku@kemkes.go.id

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

参考情報